

本文は、全国公益法人協会発行の「月刊公益法人 2010 年 4 月号」に掲載された記事の元原稿です。校正等により実際に掲載された記事とは異なる場合がございます。また、執筆時点の情報で記載していますので、現状と異なる場合がございます。予めご了承下さい。

入門公益法人 [1] 新公益法人制度の基礎知識

税理士 山下雄次

はじめに

平成 20 年 12 月に公益法人関連 3 法が施行されてから、既に 1 年半近くも経過しているが、従前の社団法人及び財団法人である特例民法法人の移行申請は一向に進んでいない。当初は、情報が少ないことから事業内容又は組織形態が類似する法人の動向を窺いつつ、検討を進めるというスタンスの法人が多かったが、移行認定、移行認可ともに事例があまりにも少なく、参考にすることができない状況にある。

一方では、法律が施行されてから月日が経過したことから、公益法人制度改革についての解説がより詳細な部分へとシフトしているので、新たに特例民法法人の役員に就任した方など、公益法人ではない別の業界からの転籍者にとっては、公益法人制度改革についての基本を押さえる機会が減少している。そこで、本稿では公益法人制度改革に関する事項を、制度改革編、公益法人会計編、税務編の 3 回に分けて、基本的な制度の概要を解説しつつ、実際の移行申請において留意すべき事項にも触れていきたいと思う。

公益法人制度改革の概要

旧民法 34 条を根拠に設立した社団法人及び財団法人は、非営利活動を行う法人の代表格であったが、明治 29 年の民法制定以来、抜本的な見直しが行われることなく、存続している中で様々な問題を抱えていた。主要な問題として、主務官庁とのつながりが挙げられていた。設立には主務官庁の許可が必要とされ、設立後の運営についても主務官庁の監督下に置かれることから、公益性の有無についてのチェック機能が果たされていなかったことが要因とされている。そこで、新たに法人を設立する際には、主務官庁による許可主義ではなく、公益性の有無にかかわらず登記のみで設立を可能とする準拠主義にし、そのうち公益性が独立した機関による審査によって、客観的に認められた法人に対して優遇措置を設けるという制度に変革された。公益性が認められた法人が公益社団・財団法人であって、公益性の審査をクリアしていない法人が一般社団・財団法人ということになる。

従前の取扱い	現行の取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ○ 主務官庁に公益性を認められたものだけが、法人格を得ることができた。 ○ 法人運営の要件は、主務官庁の裁量権に委ねられていた。 ○ 主務官庁の監督は法律で定められたものではないために、不明確であり、各主務官庁でばらつきがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登記のみで一般社団・財団法人を設立することができる。 ○ 一般社団・財団法人のうち、法律上の基準を満たしていると認められる法人が、公益認定を受けて公益社団・財団法人になることができる。 ○ 基準を満たしているかの判断は、民間有識者で構成される第三者機関で行う。

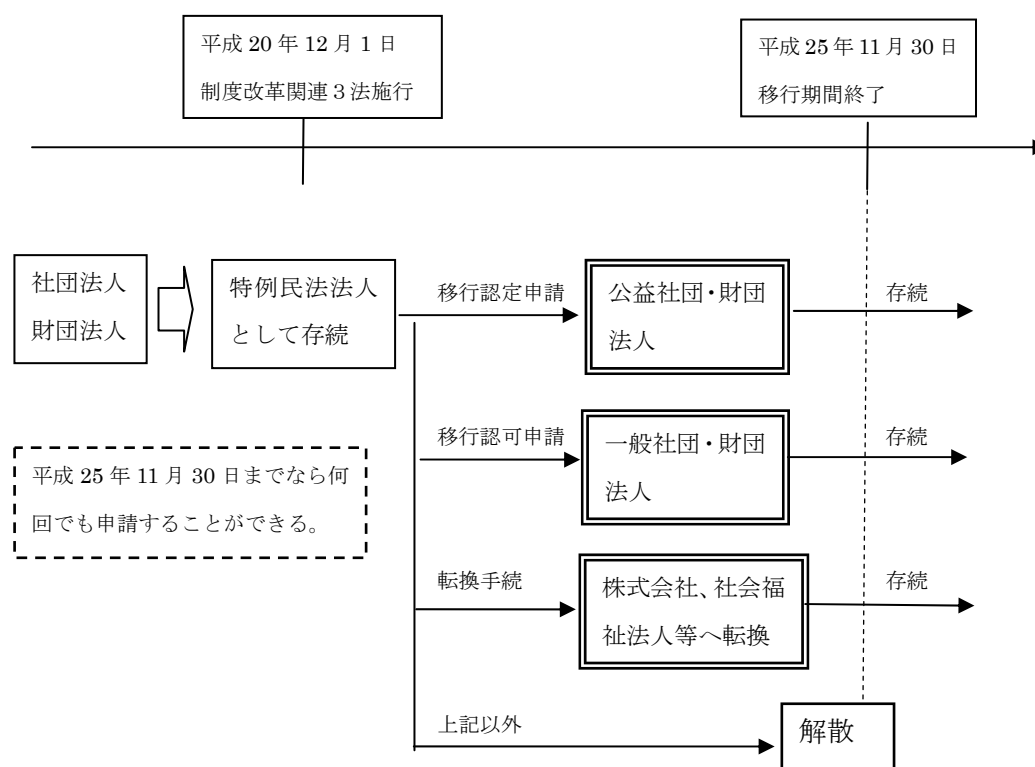
特例民法法人に求められる対応とスケジュール

特例民法法人は、主務官庁の許可に基づいて既に設立している法人であることから、許可主義から準拠主義に変わったことによる影響を直接は受けることはなく、平成 25 年 11 月末日までは主務官庁の監督下での存続が認められている。しかし、平成 25 年 12 月以降は、特例民法法人としての存続ができないうちに、平成 25 年 11 月末日までに一般社団・財団法人又は、公益社団・財団法人のいずれかに移行することが求められる。現時点で 5 年間の移行期間のうち 1 年半あまりを経過したことになるので、残された期間は決して長くはない。平成 22 年 2 月末時点では、2 万 4 千法人あると言われている特例民法法人のうち公益社団・財団法人に移行するための移行認定申請を行った法人が 433 法人、一般社団・財団法人に移行するための移行認可申請を行った法人が 112 法人といった状況で移行申請を行ったのは全体の 2% 程度である。つまり、98% の法人は具体的なアクションをまだ起こしていないのである。

移行認可又は移行認定のいずれにするかの方向性が定まっている法人のうち、平成 21 年度の決算明けで、平成 22 年度の収支予算書に基づいて申請書を作成して申請する予定である法人も多いようであるが、平成 23 年度の収支予算書に基づいて申請する法人が最も多いと予想されている。特例民法法人が申請した申請書は、限られた人数で審査が行われることから、まだ申請が集中していない段階での早めの対応が得策ではなかろうか。内閣府、都道府県によって対応は異なると思うが、1 件の申請にそれなりの時間と労力を掛けて審査しているように感じる。申請件数が多くなると申請した順番に審査をすると想定されるので、申請が遅れるだけ後回しになってしまう可能性もあるのではないかと。移行期間は 5 年間とされていて、平成 25 年 11 月 30 日までに申請すれば問題ないが、移行期間経過後に認定が受けられないことが明らかになった場合には解散になってしまう。このような事態を回避するために移行期間経過後においても認定申請の可否が不明な場合に限り、事前に移行認定申請に併せて移行認可申請をすることが認められている。

平成 21 年 12 月末に移行認可申請書を提出した特例民法法人では、申請から 1 ヶ月も経たない位に電話連絡があり、ヒアリングも行われていることから、現段階ではスムーズな審査が行われている。移行期間終了間際の駆け込み申請では、現在のようなスケジュールでは進まないと予想されるので、余裕のある申請スケジュールを立てるべきであろう。

また、特例民法法人は必ず一般社団・財団法人又は、公益社団・財団法人のいずれかを選択しなければならないのではない。社会福祉法人等の非営利法人や株式会社などの営利法人への転換も可能とされている。しかし、残余財産の処分について定款又は寄付行為を整備すること、主務官庁の許可が必要なこと、特例民法法人の解散と受け皿となる新法人の設立などを考慮すると移行認定又は移行認可の方がスムーズであると考えられ、別の法人格への転換というのは現実的な選択肢としてはあまり考えられていないようである。



公益社団・財団法人、一般社団・財団法人と特例民法法人の比較

特例民法法人が公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人のいずれかに移行するかを決定するという事は、今後の運営を左右する重大な決議事項になるため法人としての方針が決めきれない法人が多いのも事実である。公益社団・財団法人と一般社団・財団法人を対比させて有利不利を検討した経験がある方も多くであろう。主たる事業内容や財務的な基準から公益社団・財団法人になることができない法人は別として、あらゆる視点からのシミュレーションをしてから方針を決める必要があるのだが、移行後の運営からのアプローチが欠如しているケースがある。具体的には公益目的事業（後述参照）が法人の意図とは異なり市場の原理により縮小していくような場合である。移行認定申請時点では要件

を満たしているとしても近い将来に高い確率で要件を欠如するのであれば、別の公益目的事業を行うか、一般社団・財団法人への移行認可を検討すべきであろう。移行認定を予定している法人については、無理のない運営を行いつつ、公益認定基準をクリアすることが求められていることに留意する必要がある。

公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人のいずれかに移行するかを決定する際の検討事項ではないが、特例民法法人の監督機関である主務官庁が行う立入検査の際に担当者との間で交わされた雑談の中で、これまで公に公益法人として公益活動を行い、その監督をしてきた立場からすると全ての特例民法法人が公益社団・財団法人に移行して欲しいとのコメントがあった。この公益法人制度改革では、特例民法法人が公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人のいずれかに移行するかを選択することができるように規定されているが、これまで指導監督基準に従った適切な運営を行ってきた多くの特例民法法人については公益社団・財団法人に移行することが想定されていたのだろう。しかし、制度改革の内容が明らかになり、公益認定基準のハードルが高いことを理由に移行認定を諦めてしまう法人が多いのは行政庁サイドでは想定外だったのではないだろうか。

【公益社団・財団法人、一般社団・財団法人と特例民法法人の比較】

	特例民法法人	公益社団・財団法人	一般社団・財団法人
移行の要件	—	法人法(注1)及び認定法(注2)に適合していること ⇒公益認定等委員会、都道府県の合議制の機関が審査して、行政庁が認定する。	法人法に適合していること ⇒公益認定等委員会、都道府県の合議制の機関が審査して、行政庁が認可する。
事業活動	旧主務官庁に認められた事業に限る	公益認定基準を遵守して事業を実施することが必要。 事業内容を変更するにあたっては、変更の認定が必要となることもある。	<u>公益目的支出計画(後述 頁参照)</u> 実施中は、公益目的支出計画に定めた 実施事業(後述参照)を着実に実施することが必要。 その実施事業以外については柔軟な事業展開が可能
監督等	旧主務官庁により監督される。	公益認定等委員会、都道府県の合議制の機関による報告徴収、立入検査の実施。行政庁による勧告、命令、 認定の取消がある。	原則、自主的な運営が可能。 公益目的支出計画実施中は毎事業年度ごとに行政庁に対して実施報告が必要だが、公益目的支出計画が終われば報告も不要

税制	<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業課税（注3） ・受取利子等に係る源泉所得税は非課税 ・みなし寄附金（注4）あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業は非課税 ・収益事業課税 ・受取利子等に係る源泉所得税は非課税 ・みなし寄附金あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○非営利型法人 ・収益事業課税 ・受取利子等に係る源泉所得税は課税 ・みなし寄附金なし ○上記以外の法人 ・普通法人と同等の課税
----	--	---	---

注1 法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

注2 認定法：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

注3 収益事業課税：法人税法に定められた34事業から生じた所得についてのみ課税する課税形態である。34事業に該当する事業を行わなければ法人税の課税関係が生じない。

注4：みなし寄附金：収益事業に属する資産のうち非収益事業のために支出する金額を、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、その一部の金額を法人税計算上の費用とする規定であり、公益法人における優遇規定の代表格と位置付けられている。

（出典：「民による公益の推進を目指して」内閣府公益認定等委員会事務局、一部修正）

公益社団・財団法人への移行認定要件

特例民法法人が行政庁の認定を受けて公益社団・財団法人になるためには下記の要件を満たす必要がある。①の定款については、社員総会又は評議員会の承認を受けた公益社団・財団法人としての定款（案）を移行申請書に添付することになり、移行申請書は②の要件を満たすかどうかを確認するための資料となる。定款（案）及び移行申請書の作成においては関連規定の理解が不可欠であるが、規定の本文を読んでも法律慣れした方でない限り正確に内容を理解するのは困難ある。そこで、公益法人 **information** というHPの、よくある質問（FAQ）として公開されている質疑応答形式の解説が理解を深める助けになるだろう。公益法人 **information** というHPは、国、都道府県公式情報サイトであることから、このFAQは公式見解で情報の出所が安心でき、他にも有益な情報が掲載されているので積極的に利用すべきである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 定款の内容が法人法及び認定法に適合するものであること。 ② 認定法第5条各号に掲げる基準に適合するものであること。 |
|--|

(1) 定款の内容

法人法及び認定法に適合する定款（案）の作成にあたっては、法人法及び認定法の内容を熟知してから各法人の運営に合うように作成することが理想的かも知れないが、実務担当者が法人法及び認定法の詳細な規定を定款に落とし込むのは困難である。そこで、公益法人 **information** において公表されている「定款の変更の案」を参考にすることが現実的で

あろう。実際の移行認定の審査では定款（案）についてのヒアリングが細かく行われ、公表されている「定款の変更の案」にはない条項を追加したり、変更した箇所については説明が求められる。審査をスムーズに進めるためにも、公表されている「定款の変更の案」に沿った定款（案）で作成することが望ましいと思われる。移行申請書に添付する定款（案）は社員総会又は評議員会の承認を受けたものであることが要件とされることから、一度承認を受けた定款（案）の内容変更には再度社員総会又は評議員会の承認が必要となり、時間、コストともに無駄にしてしまうので慎重な対応が求められる。

(2) 認定法第5条各号に掲げる公益認定基準

認定法第5条各号に掲げる基準のうち、主要なものは下記に示したとおりであり、この基準は移行認定時点で満たすのはもちろんのこと、移行後も引き続き遵守することが求められる。

認定基準	内容
公益目的事業を行うことが主たる目的であること（下記参照）	収益等事業が主たる目的であってはならない
公益目的事業は収支相償であると見込まれること（下記参照）	公益目的事業は利得を得る仕組みでない。
公益目的事業比率が 50%以上であると見込まれること（下記参照）	総支出の 50%以上が公益目的事業に係る事業費であること
遊休保有財産額が制限を超えないと見込まれること（下記参照）	1年間の公益目的事業費を超える余剰資産を保有してはならない。
経理的基礎を有すること	財政基盤の明確化、経理・財産管理の適正性、情報開示の適正性の確保
技術的能力を有すること	事業実施のための技術、専門的人材や設備など能力の確保
特別な利益を与える行為を行わないこと	特定の者に不相当な利益を供与してはならない。

① 公益目的事業を行うことが主たる目的であること

認定法に定める公益目的事業とは、①学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に定める種類の事業であって、②不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとされている。特定民法法人の行っている事業であれば、①の別表に定める種類の事業には該当するような説明は容易なケースが多いと思われる。注意しなければならないのは②の不特定多数の者の利益の増進に寄与するか否かである。公益目的を達成するために必要な合理的な限定であればその限定は認められるが、限定することに合理性がないと判断されると後述する、財務的要件を満たしていたとしても公益目的事業ではなくなる

ので細心の注意を払う必要があるだろう。実施に移行認定申請が不認定となった事案では、移行認定申請書上においては利益の増進に寄与するのは業界関係者だけではないと説明されていたが、公益認定等委員会の見解としては、実体は業界関係者のみが対象であって、不特定多数の者の利益の増進に寄与するとは理解できないため、公益目的事業には該当しないとの判断がなされている。

② 収支相償であると見込まれること

公益目的事業は剰余金を生じない事業形態であることが求められていることから、公益目的事業に係る事業収益はその実施に要する適正な費用を償う額を超えないことが要件とされている。つまり、収支相償とは儲かる仕組みではないということである。この収支相償の判定は、まず第一段階として各事業単位で収益費用のバランスを確認し、収益が費用を超過していない事業に係る収益費用が第二段階へ進むことができるように規定されている。仮にこの第一段階で経常収益が経常費用を超過した場合には、その超過額をその事業に係る特定費用準備資金への積立額として費用とみなすことが認められているので、単純に経常収益が経常費用を超えるからといって要件を満たさないということではない。しかし、この特定費用準備資金は将来の事業拡張等の費用負担に充てるために計画的に積み立てるものであって無条件での積立が認められるものではないので注意したい。

また、この第一段階での判定は各事業で行うことから、事業自体の公益性が高くても収支相償の要件を満たさないと公益目的事業にはなり得ない。そこで、類似する他の事業とまとめることによって収支相償を満たすのであれば、その他の事業と合わせて一の事業をすることも可能であるので、収支相償がネックになるのであれば事業の括り方を検討する必要もあるだろう。

【第一段階の収支相償対照表】

費用	収益
経常費用	経常収益
特定費用準備資金積立額	

第二段階での判定は、特定の事業に関連付けられていない経常収益と経常費用を、第一段階の収支相償を満たした各事業に係る経常収益と経常費用に加え、公益目的事業に係る特定費用準備資金への積立額と取崩し額、更に収益事業等を行っている法人については、収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰入れる額も加えて収支を比較することになる。この第二段階での判定には、「収益事業等から利益の50%を繰入れる場合」と「収益事業等から利益の50%を超えて繰入れる場合」の2パターンがあり、50%超である場合には公益目的保有資産の取得支出、売却収入、公益資産取得資金積立額及びその公益

資産取得資金の取崩額を考慮する必要がある。この判定方法は毎事業年度の事業の実施状況や計画に応じていずれかを選択することが可能とされている。

【第二段階の収支相償対照表（繰入 50%）】

費用	収益
公益目的事業に係る経常費用	公益目的事業に係る経常収益
公益に係るその他の経常費用 公益目的事業に係る特定費用準備資金積立額	公益に係るその他の経常収益
	公益目的事業に係る特定費用準備資金取崩額
	収益事業等の収益を公益に繰入れた額 (50%)

【第二段階の収支相償対照表（繰入 50%超）】

費用	収益
公益目的事業に係る経常費用	公益目的事業に係る経常収益
公益に係るその他の経常費用 公益目的事業に係る特定費用準備資金積立額 公益資産取得資金積立額 公益目的保有資産の取得支出	公益に係るその他の経常収益
	公益目的事業に係る特定費用準備資金取崩額
	公益資産取得資金の取崩額
	公益目的保有資産の売却収入
	収益事業等の収益を公益に繰入れた額 (100%限度)

③ 公益目的事業比率が 50%以上であると見込まれること

上述したように公益社団・財団法人は主たる事業が公益目的事業であることが求められている。その主たる事業が公益目的事業であるか否かの財務的な判定基準として公益目的事業比率が 50%以上であることが要件とされている。この公益目的事業比率は下記の算式に基づいて算出した比率であるがそれぞれの事業費及び管理費には一定の調整を加える必要がある。

【公益目的事業比率の基本算式】

$$\frac{\text{公益目的事業に係る事業費}}{\text{公益目的事業に係る事業費} + \text{収益事業等に係る事業費} + \text{管理費}} \geq \frac{50}{100}$$

この公益目的事業比率の計算で用いる事業費、管理費とは、企業会計における損益計算書に該当する正味財産増減計算書に計上される事業費及び管理費を基礎に算定することになる。したがって、事業費と管理費の区分が適正でないと公益目的事業比率も適正

に算定することができない。事業費とは、その法人の事業の目的のために要する費用であって、管理費とは、法人の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用と定めている。

従来は事業管理費（間接事業費）を管理費として処理していた場合であっても、事業との関連性に応じて事業費に配賦することが認められている（FAQ問V-3-②）。したがって、移行前の正味財産増減計算書ベースで単純に公益目的事業比率を算定した場合に50%未満であっても、事業管理費の一定額を事業費に配賦することによって要件をクリアすることも十分に考えられる。FAQでは事業費に含むことができる例示として、専務理事等の理事報酬、事業部門の管理者の人件費について、公益目的事業に係る従事割合を乗じた金額を公益目的事業費とすることが許容されており、さらに、法人本部における総務、会計、人事などの管理部門で発生する費用（職員の人件費、事務所の賃借料、光熱水費等）も事業費に算入する可能性があるとされていることから、これまでの指導監督基準よりも事業費の守備範囲がかなり広い。

また、事業費と管理費に共通して発生する費用を、事業費と管理費に配賦する基準には建物面積比、職員数比、従事割合などが例示として挙げられているが、これ以外に適当と判断した基準があればそれを採用しても問題ないとされている。さらに、その算定根拠を詳細かつ具体的に記載する必要がなく、法人においてデータ採取等のために多大な事務負担をかける必要がないとのアナウンスもあることから、法人サイドに多くの自主裁量が認められているので、公益目的事業比率が移行認定のネックになることは少ないと思われる。しかし、法人税の申告義務がある法人については、この配賦基準が課税所得に影響を及ぼすことから税務調査に耐えうる合理性を担保する必要がある。

④ 遊休保有財産額が制限を超えないと見込まれること

公益社団・財団法人の遊休財産額は、公益目的事業に係る事業費等の年額を超えないことが要件となっている。なぜ公益目的事業に係る事業費等の年額を限度とするかという点、法人の収入源が途絶えた場合においても1年程度は公益目的事業が実施できるよう、特段の用途の定めがない財産を保有することを認めているのである。

$$\boxed{\text{公益目的事業に係る事業費}} \leq \boxed{\text{遊休財産額}}$$

公益認定の基準における遊休財産額とは、公益目的事業又は公益目的事業に必要なその他の活動に使うことが具体的に定まっていない財産であることから金融資産のすべてが該当するようなものではない。

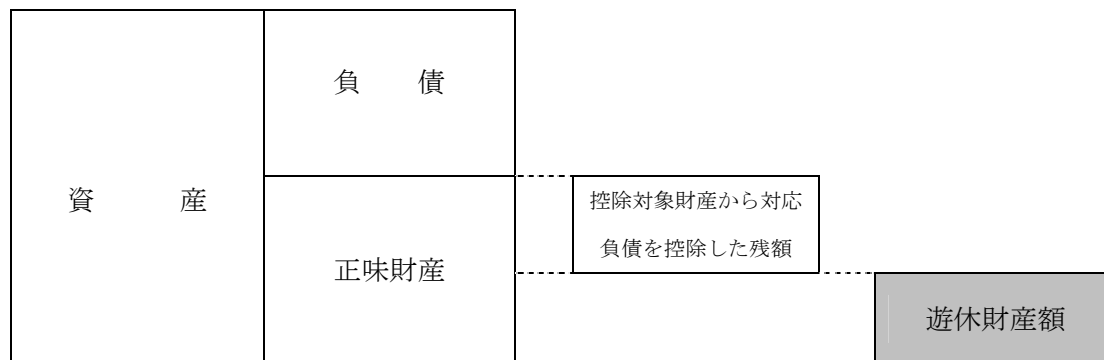
遊休財産額は、資産の額から負債の額を控除した残額から更に控除対象財産の帳簿価額の合計額から対応負債の額を控除して得た額を控除した金額になるのだが、算式では

分かり難いので貸借対照表をベースにした図解を見て頂くとイメージしやすい。ポイントになるのは貸借対照表の正味財産から、控除する控除対象財産とはどのようなものかということである。控除対象財産にはいくつかの分類があるが、おおまかに用途が特定されているものと捉えて問題ない。法人の財産と控除対象財産の関係を図解すると下記のようになり、そのうち遊休財産に該当するのは流動資産の現金預金とその他固定資産の一部であることが分かる。

遊休財産を極力少なくしたいという思考により、本来であれば用途の制限がないようなものに対して用途を定めることによって遊休財産額から除外させたいという意見を聞くことがある。公益目的保有財産などとしてしまうと、別の規定で公益目的取得財産残額を構成することになり、認定が取消された場合には贈与しなければならない対象となってしまう遊休財産額が少なければよいというものではないので注意が必要である。

【遊休財産額の算定】

〔貸借対照表〕



【法人の財産と控除対象財産の関係】

貸借対照表科目		財産の用途・保有目的	控除対象財産の種類
流動資産	現金預金	特に用途の定めがないもの	非該当（遊休財産額）
基本財産	土地・建物等	公益目的事業実施のために保有	公益目的保有財産
		公益目的事業を支える収益事業等財産	収益事業・管理活動財産
	〇〇基金（預金・有価証券等）	公益目的事業に果実を充当	公益目的保有財産
		管理費に果実を充当	収益事業・管理活動財産
特定資産	土地・建物等	公益目的事業実施のために保有	公益目的保有財産
		管理費に果実を充当	収益事業・管理活動財産
		寄附を受けた財産で用途の定めがあるもの	寄附を受けた財産で用途が定められている財産

	預金・有価証券等	公益目的事業に果実を充当	公益目的保有財産
		管理費に果実を充当	収益事業・管理活動財産
	修繕積立資産 (資産取得資金)	公益に使う建物の大規模修繕のために積み立てているもの	資産取得資金
		〇〇事業実施積立資産 (特定費用準備資金)	公益目的事業拡充に備え積み立てているもの
その他固定資産	土地、建物、構築物	公益目的事業を支える収益事業等財産	収益事業・管理活動財産
		その他	非該当 (遊休財産額)

(出典：FAQ問V - 4 - ③、一部修正)

一般社団・財団法人への移行認可

特例民法法人が行政庁の認可を受けて一般社団・財団法人になるためには下記の要件を満たす必要がある。一般社団・財団法人に移行認可する場合のポイントは公益目的支出計画の作成である。公益目的支出計画とは、特例民法法人が一般社団・財団法人に移行する時点での正味財産をベースに算定した公益目的財産額から移行後の公益のために行う事業による支出を控除した額がゼロになるまでの消費計画であり、この公益目的支出計画が完了すると行政庁による監督がなくなる。つまり、公益目的支出計画を実施している間は、一般社団・財団法人といっても行政庁の監督があり、公益目的支出計画の実施期間が長いと行政庁の監督も長期間にわたるので実施期間を短くすることが有効となる。

- ① 定款の内容が法人法に適合するものであること。
- ② 公益目的支出計画が適正であり、確実に実施すると見込まれるものであること。

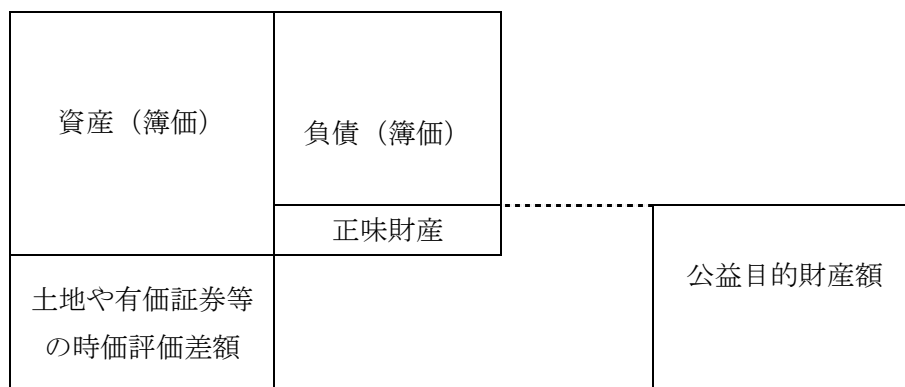
公益目的支出計画において公益目的財産額から控除する金額は、公益のために行う事業として位置付けられる実施事業の収支差額となる。この実施事業には次のようなものが挙げられているが、その全てを実施事業として公益目的支出計画に取り込まなければならぬのではなく、赤字運営になっている事業のみを実施事業として、黒字事業は対象外とすることが可能となる。つまり、赤字事業と黒字事業をまとめて、ひとつの実施事業とするよりも、赤字事業と黒字事業を別の事業として区分して、赤字事業のみを実施事業とする方が公益目的支出計画の実施期間を短縮することが可能となる。

【実施事業の種類】

公益目的事業	移行認定において公益目的事業と判断されるような事業である。特例民法法人であったときに行っていた事業とは異なる、全く新しい事業を公益目的事業として実施事業に含めることも可能である。
継続事業	特例民法法人が従前から行っていた事業のうち、主務官庁が不特定多数の者の利益の増進に寄与する事業と認めた事業である。移行認可申請時において実施事業としなかった事業を移行後に実施事業とすることは認められない。
特定寄附	国又は地方公共団体、類似の事業を目的とする他の公益法人、学校法人、社会福祉法人などに対する寄附金をいう。

公益目的財産額とは、特例民法法人が一般社団・財団法人に移行する時点での正味財産をベースにして、土地等や有価証券の時価評価差額を加減することによって時価正味財産を算出してから基金等を控除した金額となる。公益目的支出計画は、この公益目的財産額をゼロにするための消費計画であることから、土地等に多額の含み損があることによって、公益目的財産額がない場合には、公益目的支出計画を実施する必要がないことになる。

【公益目的財産額の算定】



おわりに

移行認定又は移行認可を申請する際に必ず確認する必要がある事項を中心に解説してきたが、この度の公益法人制度改革は、移行申請に留まらず、法人の運営や機関設計などにも深く関わることになるために実務担当者は避けては通れない知識となる。法人法においては理事、監事などの役員に対して任務を怠った場合などにおける損害賠償責任が明文化されており、従前のように気軽な気持ちで役員に就任してもリスクがない状況ではないので、法人運営に必要な最低限の知識を押さえておく必要もある。日常業務をこなしながら特例民法法人を巡る諸規定を理解するのは容易ではないが、重大な判断ミスを起こさないようにするためにも日常的な情報収集を心掛けるべきだろう。